

2019年（平成31年）3月29日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 竹岡 富美男

勧告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より当会に対し、人権侵害の事実があるとして適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

記

第1 勧告の趣旨

貴所において販売する自弁品について、その品質及び価格帯が受刑者の生活実態に適合したものとなるように販売業者と協議して改善させることを勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

(1) 支給品及び自弁品購入の実情

受刑者の使用する日用品・衣類等については、貴所からの支給物品も存在するが、その支給頻度は別表「品目」欄に対応する「支給の頻度」欄記載のとおりである。

このうち、衣類にあつては他の被収容者が使用した物が支給されるため、申立人を含めて、作業報奨金のある受刑者の多くが肌着類については自弁品を購入している。

受刑者が自弁品を購入するには、貴所長の定める品目について、貴所長が指定した販売業者から購入することしかできない。

また、ちり紙については各受刑者に定量しか支給しないので、ちり紙を多く必要とする者は、不足分については自弁で購入する他ない。

申立人は、起床時に周期的に口腔内から出血を生じるため、血液の拭き取りのためにちり紙の使用頻度が高く、自弁品の購入を必要としていた。

(2) 自弁販売業者の変更

従前、貴所を含むほぼすべての刑事施設において、被収容者への物品（自弁品）販売は、刑務官を会員とする組織である財団法人Cが独占的に各施設長より指定を受けて

いた。

その後、貴所においては2016年（平成28年）5月1日から、民間業者であるB株式会社（以下「販売業者」という。）が自弁品を販売するように変更された。

(3) 販売業者変更による自弁品価格の上昇

大阪矯正管区が開示した資料によると、財団法人Cが販売していた2011年度（平成23年度）と販売業者が販売するようになった2016年度（平成28年度）における自弁品の価格は、別表「品目」欄に対応する「自弁品の価格」欄記載のとおりである。

すなわち、販売業者への販売委託に伴って、日用品・衣類等の使用頻度及び生活における重要度が高いと思料される自弁品について軒並み上昇している。

(4) 自弁品価格と市販の商品との比較

別表「自弁品の価格」及び「統計価格」の欄のとおり、資料の開示された時点である2016年（平成28年）10月現在の自弁品の価格と、同年同月現在における小売物価統計調査（総務省統計局）による貴所所在地の都市別小売価格（堺）（以下、「統計価格（堺）」という。）とを比較したところ、自弁品の価格が統計価格（堺）に照らして以下のとおり高額となっている。

ア ちり紙について

別表記載のとおり、2011年度（平成23年度）と比較して2016年度（平成28年度）にはちり紙の価格は上昇した。すなわち、2011年度（平成23年度）のちり紙の単位枚数が不明であるが、500枚入りで150円であったとすれば、2016年度（平成28年度）には800枚入りで594円となったのであるから2倍以上の上昇である。800枚入りで150円であったとすれば、約4倍の上昇である。

さらに市場価格と比較すると、平成28年10月時点の統計価格（堺）では類似品であるティシュペーパーが320枚×5箱で261円であるから、市場価格の4.54倍という高額となった。

イ 肌着について

肌着についても、2011年度（平成23年度）と比較して2016年度（平成28年度）には男子パンツについては最低価格品の比較で230パーセントに上昇し、市場価格との比較では1.46倍という高額となった。

同じくU首半袖シャツについても、最低価格品の比較で264パーセントに上昇し、市場価格との比較では1.31倍という高額となった。

(5) 作業報奨金について

他方、これら自弁品の購入原資となる受刑者の作業報奨金は、申立人の場合、月額4500円程度である。

2 当会の判断

(1) 受刑者の人権について

もとより、受刑者も憲法上の人権享有主体であるから、収容目的を達成するために必要であると合理的に認められるものを除き、その人権を国家機関が制約することはできない。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「被収容者処遇法」という。）が第1条において、「この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者等の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うこと」を目的としているのは、かかる趣旨を表すものである。

刑の執行のために、受刑者に身体の自由の拘束、労務作業の実施及び収容施設の秩序維持に必要な範囲での制約を課すことは許されるが、必要な制約を超える制約を課すことは憲法上許されておらず、そのような制約が課された場合には人権が侵害されたものとして、その救済が図られなければならない。

(2) 生活必需品を適正な価格で自弁購入する権利

もとより、受刑者が自らの財産を費消することによって、収容施設内で購入可能な範囲で自弁品を購入する権利は保障されており、被収容者処遇法41条1項でも明記されているものである。

他方、刑事施設の収容目的には受刑者の矯正と社会復帰も含まれているところ、出所後の社会復帰を図るためには、出所時に受刑者が受領する作業報奨金をできる限り多く残存させることが望ましい。

したがって、国はとりわけ生活必需品である自弁品について、品目と販売業者を制限している以上、受刑者に対して、その品質及び価格帯が受刑者の生活実態に適合した商品、すなわち標準的な品質で市場価格から乖離しない価格の商品を提供する義務がある。

(3) 身体の安全や衛生を保つ権利

洗面用品や衣類等は、日常生活の快適性を保つだけでなく、身体の安全や衛生を図る機能をも有している。

したがって、衣類やちり紙の自弁品を購入することは、身体の安全や衛生を保つ権利として保障される。

それは被収容者処遇法56条（保健衛生及び医療の原則）においても、刑事施設において社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずることを国に対して定めているところである。

受刑者に対し、必要とするちり紙、洗面用品及び衣類等を自弁購入する権利が合理的な理由もなく制限されるのであれば、受刑者の人格権の一内容というべき身体の安全や衛生を保つ権利を侵害するものと評価される。

(4) 自弁品価格の上昇による人権侵害

貴所が自弁品販売を民間業者へ委託した結果、自弁品販売価格が上昇し、平均的な市場価格であると思われる統計価格（堺）よりも高額になったことは、申立人の作業報奨

金月額が4500円程度であることに照らしても、受刑者にとって過大な負担となっていると言える。

たとえ販売価格が上昇した理由が自弁品の品質向上によるものであっても、購入する商品を指定品目からしか選ぶことができない受刑者にとっては、受け取る作業報奨金に見合わない生活必需品購入費用の高騰に他ならない。

したがって、現在の販売価格は、受刑者が生活必需品を購入する権利を不合理に制限するものと言え、かつ、受刑者の人格権の一内容というべき身体の安全や衛生を保つ権利を侵害するものと評価される。

(5) 刑務所長に自弁品価格の監督権限が存すること

「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（法務省矯成訓第3339号）第16条及び同訓令に係る依命通達（法務省矯成第3340号）10項（1）は、刑事施設の長に対し、自弁品提供事業者の指定に当たって、差入れ及び購入の事務に支障を生ずることがないように、取り扱うことのできる物品と、その物品の価格を調査することが命じられている。

そして、貴所と販売業者との間で締結された協定書では、物品販売業者に「本業務の実施状況等を報告する」義務を課した上で、「本業務を適正かつ円滑に実施することを目的として、本業務に関する協議を行う」こととされており（協定書第6条）、また、物品販売業者に「物品の販売又は取扱いを行うに当たり、刑事施設の管理運営に関わる事項については、刑務所長の指示に従う」義務と「物品に関する苦情または問い合わせがあった場合には、真摯に対応する」義務を課している（協定書第10条）。

したがって、貴所長には自弁品の品質及び価格について、受刑者の生活実態及び作業報奨金の額に照らして適正なものとなっているかにつき、事業者を監督し、是正させる権限と義務が与えられている。

ところが、この度の調査で販売業者による販売価格が従前より高額化し、市場価格を超える実態であることが判明したため、当会としては貴所長が自弁品価格の監督権限を適正に行使していないことを指摘する必要があると判断したものである。

なお、法務省がまとめた各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告を見ても、複数の刑事施設において自弁品価格が高額である旨の意見が出されており、刑事施設に共通する問題として改善が求められている状況にある。

3 結論

以上のとおり、現在の自弁品の価格は、受刑者が必要とするちり紙、洗面用品及び衣類等を自弁購入する権利を制約し、また、人格権の一内容としての身体の安全や衛生を保つ権利の不当な侵害となるものであるから、その人権侵害状況を払拭するため、勧告の趣旨記載のとおり勧告する次第である。

以上

別表

品目	支給の頻度	自弁品の価格			比較：統計価格 (堺) (円) (* 1)	2016年(平成28 年)自弁品価格/ 統計価格(堺)
		2011年 (平成23年)	2016年 (平成28年)	上昇率	2016年(平成28 年)10月	
ちり紙	約500枚/月	150(単位枚数不 詳)	594/800枚 (74/100枚)	—	261(320枚入り 5箱パック)(* 2) (16.3/100枚)	4.54倍
歯ブラシ	0~1本/月	140	181	129%	104	1.74倍
歯磨き粉	0~1本/3月	160	203	127%	159	1.28倍
男子パンツ	適宜	306~520	702~1404	230% (ただし下 限価格による比 較)	960/2枚 (480/1枚)	1.46倍 (ただし 下限価格による 比較)
半袖シャツ	適宜	300~1560	794~1404	264% (同上)	1213/2枚 (606.5/1枚)	1.31倍 (同上)
靴下	適宜	270~525	441~713	163% (同上)	419	1.05倍 (同上)
サンダル	適宜	1070~2300	1701	159% (同上)	1619(*3)	1.05倍 (同上)
運動靴	適宜	950~3300	3780	398% (同上)	3357	1.13倍 (同上)

*1 出典：総務省統計局 小売物価統計調査 <http://www.stat.go.jp/data/kouri/>

*2 ちり紙が調査品目がないため、ティッシュペーパーの価格を掲載した。

*3 紳士用サンダルが調査品目がないため、婦人用サンダルの価格を掲載した。